

給与支払報告書・公的年金等支払報告書  
の光ディスク等による提出について  
(大阪府豊中市実施要領)

令和7年11月改正

豊中市民税課  
〒561-8501  
豊中市中桜塚3丁目1番1号  
TEL06-6858-2131

## 目 次

	ページ
特別徴収事務における給与支払報告書の光ディスク等提出の概要	1
給与支払報告書等を光ディスクにより提出する場合の手続について	
1 提出対象者	2
2 光ディスク等の提出方法	2
3 光ディスク等による提出の日程（毎年）	3
4 書面による給与支払報告書を提出する場合	3
光ディスク等の規格について	
I 給与支払報告書用光ディスク等	
1 光ディスク等の規格	4
2 レコードの内容及び作成要領	4
II 公的年金等支払報告書用光ディスク等	
1 光ディスク等の規格	7
2 レコードの内容及び作成要領	7
その他	
1 豊中市個人情報保護条例の遵守	8
2 事故発生時の調査及び報告の義務	8
3 光ディスク等提出に関する疑義の解明	8
別添	
1 『給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格等』（別紙1）	
2 『給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調整する場合のレコード内容等』（別紙2）	
3 『公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格等』（別紙3）	
4 『公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調整する場合のレコード内容等』（別紙4）	

## 特別徴収事務における給与支払報告書・公的年金等支払報告書 の光ディスク等提出の概要

市・府民税の特別徴収事務は、特別徴収義務者（以下「義務者」という）が給与支払報告書を作成し、毎年1月末日までに各従業員の住所地たる市町村に提出しなければならないことになっています。また、市町村は、提出された給与支払報告書の諸データを電算処理にて税額計算し、これを『市民税・府民税特別徴収税額通知書』にて義務者に通知しています。

従来、市町村及び義務者のデータ処理等の事務負担を考慮して、市町村長の承認を受けた場合、光ディスク及び磁気ディスク（以下、「光ディスク等」といいます）又は磁気テープにより調製し、提出することができることとされていましたが、令和3年1月1日以後に提出する給与支払報告書や公的年金等支払報告書などの法定調書のうち、その種類ごとに、基準年（前々年）の国税に対する提出枚数が100枚以上あるものについては、税務署や市町村に対し、電子情報処理組織（eLTAX）による送付、または光ディスク等か磁気テープのいずれかによる提出が義務付けられています。

給与支払報告書および公的年金等支払報告書（以下、「給与支払報告書等」という）の光ディスク等による調製及び豊中市への提出に係る具体的な事務等の取扱いについては、この実施要領によることとします。

\*磁気テープを用いた提出については、受付を終了しました。

## 給与支払報告書等を光ディスクにより提出する場合の手続について

### 1 提出対象者

#### ① 提出対象義務者

提出対象者は、基準年（前々年）の国税に対する源泉徴収票の提出枚数が100枚以上ある特別徴収義務者（以下「大事業者」とします），またはこれに準ずる者とします。

\*上記に準ずる者とは、豊中市に住所を有するもので特別徴収の対象となる者が原則として50人以上の義務者（グループ単位の場合についても同じ）とします。

#### ② 給与等の支払を受けた者のうち、賦課期日現在、豊中市に居住している者すべてを対象とします。従って、特徴徴収の対象となる者のほか、乙欄該当者、退職者等を含むこととします。

### 2 光ディスク等の提出方法

#### ① 提出期限

2月2日（月）

#### ② 提出物

- ・光ディスク等（正本・副本 各1枚）
- ・総括表（豊中市から送付する指定総括表または一般総括表を使用）

#### ③ 提出に当たっての留意事項

- ・次の事項を記載した外部ラベルを貼付または油性フェルトペンで明記し提出してください。

[外部ラベルの例]

- |                         |
|-------------------------|
| ① 提出先市町村名：豊中市           |
| ② 提出者名：○○○○○            |
| ③ 提出者住所：○○市□□町△丁目◇番▽号   |
| ④ 特別徴収義務者指定番号：○○○○-○○○○ |
| ⑤ 提出件数：○○○○件            |
| ⑥ 提出年月日：令和○○年△△月□□日     |
| ⑦ □正本 or □副本            |
| ⑧ (総枚数_枚のうち_枚目)         |

- ・令和5年度をもって特別徴収税額通知の副本データの送付は終了しました。空の通知用光ディスクや副本データを希望する旨の書面を同封された場合も書面での通知のみとなります。
- ・提出された光ディスクは返却いたしません。
- ・ファイルがコンピューターウィルスに感染していないことを十分に確認してください。

### 3 光ディスク等による提出の日程（毎年）

#### ① 納入支払報告書等の光ディスク等による提出

（義務者から豊中市へ 2月2日まで）

#### ② 特別徴収税額決定通知（書面）の送付

（豊中市から義務者へ 5月上旬～中旬）

### 4 書面による給与支払報告書等を提出する場合

光ディスク等に調製して提出する場合には、書面による提出は不要ですが、次の①～③に該当するものについては、別途、書面によりそれぞれ該当するものに仕分けして提出する必要があります。

- ① すでに提出済みの光ディスク等の記録内容について訂正が必要となった場合
- ② データは光ディスク等に記録されていないが、報告が必要であると判明した場合  
注意：摘要欄には必ず、「訂正」又は「追加」と朱書きすること。
- ③ その他、データに不具合が生じた場合等市が書面による給与支払報告書等を求める場合

## 光ディスク等の規格について

### I. 給与支払報告書用光ディスク等

#### 1 光ディスク等の規格

総務省の規定に準拠し別紙1のとおりとする。

#### 2 レコードの内容及び作成要領

総務省の規定に準拠し別紙2のとおりとする。なお、下記の項目番号については、表のとおり記録要領を読み替える。

別紙2

項目番号	項目名	記録要領	記録要領（読み替え）
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを訂正（取り消し含む。）するためのレコードの場合は「1」、他の場合には「0」を記録する。	提出済みのレコードの訂正または取り消しを行う場合には、光ディスクに訂正表示をして提出するのではなく、本要領P.3のとおり書面にて提出してください。
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の

項目番号	項目名	記録要領	記録要領（読み替え）
		<p>非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。</p>	<p>非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。</p> <p><u>項番134に記載の普通徴収切替理由a～dに該当する場合は、摘要欄の最初に、その略号を記録する。</u></p> <p><u>同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者である場合</u>  <u>同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、氏名・同一生計配偶者である旨を記載してください。</u>  <u>※「障害者の数」欄にも、障害者である同一生計配偶者の人數を含めて記載してください。</u></p> <p><u>租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合</u>  <u>租税条約による教授等又は学生・事業修習者等の免税の対象となる給与等を居住者に支払った場合は、従業員から提示された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を記載してください。</u>  <u>※項番136「条約免除」にも「1」</u></p>

項目番号	項目名	記録要領	記録要領（読み替え）
			<u>が必要です。</u>
134	普通徴収	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	<p>該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。</p> <p>また、該当する場合は、項番 86 摘要欄に a～d の略号を記録する。</p> <p><u>(普通徴収切替理由)</u></p> <p>a <u>退職者または給与支払報告書を提出する年の5月31日までの退職予定者</u></p> <p>b <u>給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者</u></p> <p>c <u>給与の支払期間が不定期の者</u> (例：給与の支払が毎月ではない)</p> <p>d <u>他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）</u></p>
139	提出先市町村コード	該当の全国地方公共団体コードを記録する。	<u>豊中市への提出分には「272035」を記録する。</u>
140	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。	<u>特別徴収義務者の前年の住民税に係る各提出先市町村の設定した番号（「-（ハイフン）」を除く）を記録する。</u> なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。

## II. 公的年金等支払報告書用光ディスク等

### 1 光ディスク等の規格

総務省の規定に準拠し別紙3のとおりとする。

### 2 レコードの内容及び作成要領

総務省の規定に準拠し別紙4のとおりとする。なお、下記の項目番号については、表のとおり記録要領を読み替える。

別紙4

項目番号	項目名	記録要領	記録要領（読み替え）
77	提出先市町村コード	該当の全国地方公共団体コードを記録する。	該当の全国地方公共団体コードを記録する。 豊中市への提出分には「272035」を記録する。
78	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に公的年金支払報告書を提出することとなった等により指定番号がない場合には、記録を省略する。 (注)公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合は記録しない。	提出義務者の前年の住民税に係る豊中市の設定した番号（「-（ハイフン）」を除く）を記録する。 なお、新たに市町村に公的年金支払報告書を提出することとなった等により指定番号がない場合には、記録を省略する。 (注)公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合は記録しない。

## その他

### 1 豊中市個人情報保護条例の遵守

#### ① 秘密の保持

義務者は、この光ディスク等提出によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### ② 権利義務の譲渡の禁止

義務者は、第三者に対してこの光ディスク等の内容の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請負させ、またこの光ディスク等提出に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

#### ③ 目的外使用の禁止

義務者は、この光ディスク等によって得たデータを指示目的以外に使用し又は第三者へ提供してはならない。

#### ④ データ複製等の禁止

義務者は、この光ディスク等によって得たデータの一部あるいは全部をこの光ディスク等提出業務以外の目的のため複写し、または複製してはならない。

### 2 事故発生時の調査及び報告の義務

豊中市と義務者はこの光ディスク等の履行に際し、事故が発生した場合において、それぞれに必要があるときは、調査を求めてその結果を速やかに報告するものとする。

### 3 光ディスク等提出に関する疑義の解明

この光ディスク等提出に関して疑義が生じたとき、又はこの実施要領について細目を定める必要が生じたときは、豊中市と義務者は協議する。